

歯と口腔の健康づくりのため県民の皆様に行ってほしいこと。

子ども

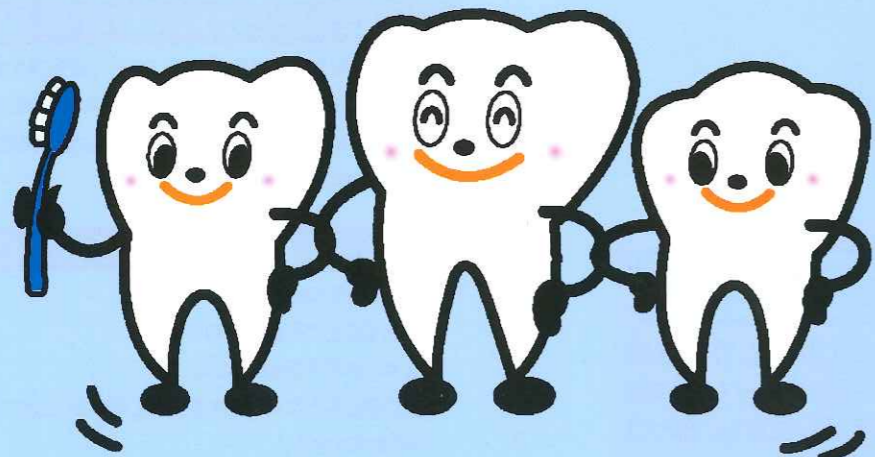
- むし歯にかかりやすい時期です。特にむし歯予防に気をつけましょう。
 - *バランスの良い食事をよく噛んで食べましょう。
 - *フッ化物洗口、フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤など適切なフッ化物を使用しましょう。
 - *口の機能の発達のため、かみ応えのある食べ物を意識して食べましょう。

成人

- 歯周病にかかりやすくなってきます。
 - *信頼できるかかりつけ歯科医を持ちましょう。
 - *かかりつけ歯科医の指導により、自分にあった歯磨き方法を知り、良好な口腔状態を保ちましょう。
 - *定期的に歯科検診を受診しましょう。特に40、50、60、70歳の人は無料で歯周疾患検診を受けられるので、すすんで受診しましょう。
 - *歯周病や、口腔癌の原因となる喫煙をやめましょう。

高齢者

- 歯の喪失が増えてきます。
 - *意識してよくかんで、口腔機能の維持に努めましょう。
 - *全身の病気や、治療薬の影響で口腔状況が一気に悪化することがあります。かかりつけ歯科医で定期的なケアを受けましょう。



歯周疾患検診キャラクター「歯みんぐ」

和歌山県は、**11月8日**を「**いい歯の日**」、**11月**を「**いい歯の月間**」と定め、歯科医療に関係する団体とともに県民運動として定着するよう普及と啓発に努めます。

県はフッ化物洗口を開始する学校等に対し、洗口剤等を提供する等の支援を行っています。詳しくは下記までご相談下さい。

お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部健康局 健康推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-2656 FAX 073-428-2325

R100 VEGETABLE INK
地球環境保護のために、再生紙と植物油インキを使用しています。

和歌山県民の


歯と口腔の健康づくり条例

子ども達の一生の財産である歯と口腔を守るため、
すべての県民が歯と口腔の健康づくりを通じて健康を維持し、
質の高い生活を実現するため、

「和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例」が制定されました。(平成24年4月1日施行)



子どもたちが生涯にわたって、歯や口腔の病気で困ることのないように
すべての県民が生涯にわたり、食事や会話で困ることがないように
すべての県民が生涯にわたり、健康で過ごせるように

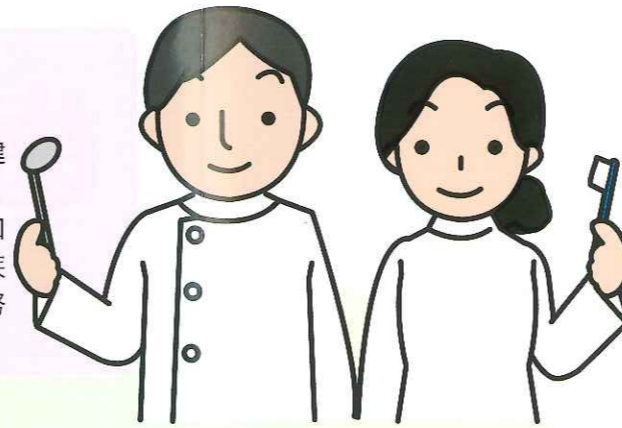
 和歌山県

すべての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、また県内どこでも適切な時期に、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるような環境の整備に努めます。

歯と口腔の健康づくりは、個人の努力だけではなく、行政・教育・保健医療・福祉関係者もそれぞれの役割に応じて連携・協力し効果的に進める必要があります。

歯科医療関係者

良質な歯科医療に努め歯と口腔の健康づくりに必要な情報を提供します。専門家として、県や市町村の歯と口腔の健康づくり事業に協力し歯科疾患の予防ともに、医科との連携に努めます。



和歌山県民の歯と口腔の健康について

子どものむし歯は乳歯でやや多い。永久歯で全国並み

年齢	平均むし歯数	全国値
1歳6か月児1人	0.07 (0.07)	()内全国値
3歳児1人	1.1 (0.8)	
12歳児1人	1.2 (1.2)	

1歳6か月児、3歳児 平成22年歯科健康診査結果
12歳児 和歌山県 平成23年定期健康調査結果報告書
全 国 平成23年学校保健統計調査

成人は、全国に比べ歯ぐきの状態が悪い。

年齢	何らかの所見がある者の割合	重症者の割合	全国値
40歳	92.9% (79.5%)	59.9% (24.5%)	()内全国値
60歳	96.6% (84.2%)	69.1% (46.9%)	

和歌山県 平成22年歯周疾患検診結果
全 国 平成23年歯科疾患実態調査のデータからの推計

歯を失う原因の大部分はむし歯と歯周病です。

むし歯も、歯周病も罹患率が高く、自然に治ることはありません。むし歯治療の詰めものやかぶせものにも、寿命があります。予防とともに、かかりつけ歯科医の定期的な検診をうけましょう。

歯と口は全身の健康の縁の下の力持ち

歯や口は、普段あまり意識されていませんが全身の健康に大きな影響を及ぼしており、健康で快適な生活を送るために欠かせない役割を果たしています。子どもの頃からのむし歯や歯周病予防で8020(80歳で20本の歯)を目指しましょう。

歯や口の健康がもたらすメリットは!

- 高齢になっても自分の歯の多い人は、食べることで不自由しない。
- 話すことで不自由しない。
- 歯がほとんどなく義歯も使っていない人に比べて、認知症にかかりにくくなる。
- 健康寿命が長くなる。
- 歯の医療費だけではなく、一般の医療費も安く節約できる。などがあります。



保健医療関係者

歯科と医科における予防と治療の連携、情報の共有、共同研究を実践するなど協力して歯と口腔の健康づくりに努めます。



歯と口腔の健康づくりは「**県民一人ひとり**」が主役です。



教育関係者

子どもの歯の健康状態に注意し、食生活習慣の指導、歯磨き、フッ化物洗口、歯科検診後の治療経過の把握等を家庭と連携して、子どものむし歯、歯周病の予防に努めます。



福祉関係者

高齢者、障害を有する者、介護を要する者、虐待を受けた子ども等の歯と口腔の健康状態に注意し、歯と口腔の健康づくりに努めます。



事業者・保険者

従業員や、被保険者に対して定期的に歯科検診を受診させること等取組に努めます。事業所は、歯磨きを励行できる環境の整備に努めます。



県

歯と口腔の健康づくりを推進するために、以下のことを行います。

- 総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定します。
- 歯科保健に関する実態の調査等情報を収集し提供します。
- 市町村、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者の連携体制を構築します。
- フッ化物洗口等効果的なむし歯予防対策を推進します。
- 歯周病対策を推進します。
- 市町村が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策を支援します。
- 高齢者の口腔機能の維持向上のための施策を推進します。
- 虐待を受けた子どもに対する歯と口腔の保健医療サービスの確保に努めます。
- 歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保と資質向上に努めます。
- 8020運動の普及啓発及び推進に努めます。
- 喫煙による歯と口腔の健康への悪影響の防止及び啓発に努めます。